

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	特定農地貸付けに関する承認
根 拠 法 令 名	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
条 項	第3条第3項
所 管 課	農業委員会事務局

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去の申請実績が稀であり、標準処理期間を設定する実益が無いため。

【過去の実績】

- ・平成14年7月10日承認・・・1件
- ・平成19年2月 9日承認・・・1件